# 令和4年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更(R4.6.13現在)

区分番号	- フル <b>」</b> 診療行為 コード	基本名称	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造(1歯につき)(間接法)(メタルコアを用いた 場合(大臼歯))	5	新又は現点数/点数等	81. 00	77. 00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造(1歯につき)(間接法)(メタルコアを用いた 場合(小臼歯・前歯))	5	新又は現点数/点数等	50. 00	48. 00	II
M010-00	313010920	金属歯冠修復(1個につき)(14カラット金合金(インレー(複雑なもの)))	5	新又は現点数/点数等	1052. 00	964. 00	II.
M010-00	313011020	金属歯冠修復(1個につき)(14カラット金合金(4分の3冠))	5	新又は現点数/点数等	1315. 00	1205. 00	II
M010-00	313011120	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(大臼歯(インレー(単純なもの))))	5	新又は現点数/点数等	447. 00	410. 00	II.
M010-00	313011220	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(大臼歯(インレー(複雑なもの))))	5	新又は現点数/点数等	826. 00	759. 00	II.
M010-00	313011320	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(大臼歯(5分の4冠)))	5	新又は現点数/点数等	1039. 00	955. 00	II.
M010-00	313011420	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(大臼歯(全部金属冠)))	5	新又は現点数/点数等	1308. 00	1201. 00	II .
M010-00	313011520	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(小臼歯・前歯(インレー(単純なも の))))	5	新又は現点数/点数等	304.00	279. 00	n .
M010-00	313011620	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(小臼歯・前歯(インレー(複雑なも の))))	5	新又は現点数/点数等	604. 00	555. 00	"
M010-00	313011720	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(小臼歯・前歯(4分の3冠)))	5	新又は現点数/点数等	747. 00	686. 00	II

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011820	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(小臼歯・前歯(5分の4冠)))	5	新又は現点数/点数等	747.00	686. 00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011920	金属歯冠修復(1個につき)(金銀パラジウム合金(金1 2%以上)(小臼歯・前歯(全部金属冠)))	5	新又は現点数/点数等	936. 00	860.00	II.
M010-00	313012920	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(大臼歯(インレー (単純なもの))))	5	新又は現点数/点数等	23. 00	22. 00	II.
M010-00	313013020	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(大臼歯(インレー (複雑なもの))))	5	新又は現点数/点数等	40.00	38. 00	IJ
M010-00	313013120	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(大臼歯(5分の4 冠)))	5	新又は現点数/点数等	52. 00	50.00	JI .
M010-00	313013220	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(大臼歯(全部金属 冠)))	5	新又は現点数/点数等	64. 00	61. 00	n
M010-00	313013420	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(小臼歯・前歯・乳 歯(インレー(複雑なもの))))	5	新又は現点数/点数等	30.00	29. 00	JI .
M010-00	313013520	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(小臼歯・前歯・乳 歯(4分の3冠(乳歯を除く。))))	5	新又は現点数/点数等	36. 00	35. 00	JI .
M010-00	313013620	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(小臼歯・前歯・乳 歯(5分の4冠(乳歯を除く。))))	5	新又は現点数/点数等	36. 00	35. 00	II.
M010-00	313013720	金属歯冠修復(1個につき)(銀合金(小臼歯・前歯・乳 歯(全部金属冠)))	5	新又は現点数/点数等	47. 00	45. 00	JI .
M010-03	313037020	接着冠(1 歯につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上))(前歯)	5	新又は現点数/点数等	747. 00	686. 00	II.

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-03	313037120	接着冠(1 歯につき)(金銀パラジウム合金(金 1 2 %以 上))(小臼歯)		新又は現点数/点数等	747. 00	686. 00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更
M010-03	313037220	接着冠(1歯につき)(金銀パラジウム合金(金12%以 上))(大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	1039. 00	955. 00	II.
M010-03	313037320	接着冠(1歯につき)(銀合金)(前歯)	5	新又は現点数/点数等	36. 00	35. 00	n .
M010-03	313037420	接着冠(1歯につき)(銀合金)(小臼歯)	5	新又は現点数/点数等	36. 00	35. 00	II.
M010-03	313037520	接着冠(1歯につき)(銀合金)(大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	52. 00	50. 00	II.
M010-04	313037620	根面被覆(1歯につき)(根面板によるもの)(金銀パラ ジウム合金(金12%以上)(大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	447.00	410.00	II .
M010-04	313037720	根面被覆(1歯につき)(根面板によるもの)(金銀パラ ジウム合金(金12%以上)(小臼歯・前歯)	5	新又は現点数/点数等	304.00	279. 00	n
M010-04	313037820	根面被覆(1歯につき)(根面板によるもの)(銀合金) (大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	23. 00	22. 00	II .
M011-00	313014120	レジン前装金属冠(1歯につき)(金銀パラジウム合金 (金12%以上)を用いた場合)	5	新又は現点数/点数等	1166. 00	1071.00	"
M011-00	313014320	レジン前装金属冠(1歯につき)(銀合金を用いた場合)	5	新又は現点数/点数等	103. 00	99. 00	"
M017-00	313015720	ポンティック(1歯につき)(鋳造ポンティック(金銀パラジウム合金(金12%以上)(大臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1505. 00	1383.00	II

区分番号	診療行為 コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313015820	ポンティック(1歯につき)(鋳造ポンティック(金銀パラジウム合金(金12%以上)(小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1134. 00	1042.00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313015920	ポンティック(1歯につき)(鋳造ポンティック(銀合金 (大臼歯・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	51. 00	49. 00	II.
M017-00	313016420	ポンティック(1 歯につき)(レジン前装金属ポンティック(金銀パラジウム合金(金12%以上)(前歯)))	5	新又は現点数/点数等	905. 00	831. 00	II.
M017-00	313016520	ポンティック(1 歯につき)(レジン前装金属ポンティック(銀合金(前歯)))	5	新又は現点数/点数等	65. 00	63. 00	II.
M017-00	313031920	ポンティック(1歯につき)(レジン前装金属ポンティック(金銀パラジウム合金(金12%以上)(小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1134. 00	1042.00	II.
M017-00	313032020	ポンティック(1 歯につき) (レジン前装金属ポンティック (金銀パラジウム合金 (金12%以上) (大臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1505. 00	1383. 00	IJ
M017-00	313032120	ポンティック(1 歯につき)(レジン前装金属ポンティック(銀合金(小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	65. 00	63. 00	IJ
M017-00	313032220	ポンティック(1 歯につき)(レジン前装金属ポンティック(銀合金(大臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	65. 00	63. 00	IJ
M020-00	313018420	鋳造鉤(1個につき)(14カラット金合金(双子鉤 (大・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1363. 00	1249. 00	IJ
M020-00	313018520	鋳造鉤(1個につき)(14カラット金合金(双子鉤(犬 歯・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1109. 00	1016. 00	JI .
M020-00	313018620	鋳造鉤(1個につき)(14カラット金合金(二腕鉤(レストつき)(大臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1109. 00	1016. 00	n .

【基本アー	診療行為	45.1.6.4	変更		-t	-t	an de
区分番号	コード	基本名称	区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018720	鋳造鉤(1個につき)(14カラット金合金(二腕鉤(レストつき)(犬歯・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	852. 00	780.00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313018820	鋳造鉤(1個につき)(14カラット金合金(二腕鉤(レストつき)(前歯(切歯))))	5	新又は現点数/点数等	656. 00	601. 00	n.
M020-00	313018920	鋳造鉤(1個につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上)(双子鉤(大・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	1204. 00	1106. 00	IJ
M020-00	313019020	鋳造鉤(1個につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上)(双子鉤(犬歯・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	941. 00	865. 00	II
M020-00	313019120	鋳造鉤(1個につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上)(二腕鉤(レストつき)(大臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	826. 00	759. 00	IJ
M020-00	313019220	鋳造鉤(1個につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上)(二腕鉤(レストつき)(犬歯・小臼歯)))	5	新又は現点数/点数等	718. 00	660.00	II.
M020-00	313019320	鋳造鉤(1個につき)(金銀パラジウム合金(金12%以上)(二腕鉤(レストつき)(前歯(切歯))))	5	新又は現点数/点数等	666. 00	612. 00	II.
M021-00	313019920	線鉤(1個につき)(14カラット金合金(双子鉤))	5	新又は現点数/点数等	652. 00	599. 00	II.
M021-00	313020020	線鉤(1個につき)(14カラット金合金(二腕鉤(レストつき)))	5	新又は現点数/点数等	504.00	463. 00	II.
M021-02	313026520	コンビネーション鉤(1個につき)(鋳造鉤又はレストに 金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び 特殊鋼を用いた場合(前歯))	5	新又は現点数/点数等	333.00	306. 00	II.
M021-02	313026620	コンビネーション鉤(1個につき)(鋳造鉤又はレストに 金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び 特殊鋼を用いた場合(犬歯・小臼歯))	5	新又は現点数/点数等	359.00	330. 00	II.

<b>★</b> <del>25</del> /1-/									
区分番号	診療行為 コード	基本名称	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考		
M021-02	313026720	コンビネーション鉤(1個につき)(鋳造鉤又はレストに 金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び 特殊鋼を用いた場合(大臼歯))	5	新又は現点数/点数等	413.00	380.00	【令和4年7月診療分から適用】 令和4年5月31日付け事務連絡「「特定保 険医療材料及びその材料価格(材料価格 基準)の一部改正に伴う特定保険医療材 料料(使用歯科材料料)の算定につい て」の一部改正について」に基づき変更		
M021-03	313038720	磁性アタッチメント(1個につき)(キーパー付き根面板)(根面板の保険医療材料料(1歯につき))(金銀パラジウム合金(金12%以上))(大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	826. 00	759. 00	II.		
M021-03	313038820	磁性アタッチメント(1個につき)(キーパー付き根面板)(根面板の保険医療材料料(1歯につき))(金銀パラジウム合金(金12%以上))(小臼歯・前歯)	5	新又は現点数/点数等	604. 00	555. 00	II.		
M021-03	313038920	磁性アタッチメント(1個につき)(キーパー付き根面板)(根面板の保険医療材料料(1歯につき))(銀合金)(大臼歯)	5	新又は現点数/点数等	40.00	38. 00	II.		
M021-03	313039020	磁性アタッチメント(1個につき)(キーパー付き根面板)(根面板の保険医療材料料(1歯につき))(銀合金)(小臼歯・前歯)	5	新又は現点数/点数等	30.00	29. 00	II.		
M023-00	313020620	バー(1個につき)(鋳造バー(金銀パラジウム合金(金 12%以上)))	5	新又は現点数/点数等	1930. 00	1773. 00	II.		